令和７年１１月４日
教育課程部会
不登校児童生徒に係る特別の
教育課程ワーキンググループ
資料　１

不登校児童生徒に係る特別の教育課程の対象となる児童生徒

「校内外教育支援センターで学習している児童生徒」の現状と課題

１．現状

- 令和６年度の調査結果では、不登校児童生徒数は、小学校137,704人、中学校216,266人と過去最多となったものの、増加率は、小・中学校全体で2.2%（前年度15.9%）であり、前年度から低下した

- 増加率低下の背景として、チーム学校による丁寧なアセスメントや個々の児童生徒に応じた学習支援の充実、SCやSSW等の専門的な知見を有する人材の活用、校内外教育支援センターの設置を始めとした多様な学びの場の充実等が考えられるが、不登校児童生徒数は過去最多を更新しており、極めて憂慮すべき状態が継続しており、更なる取組の推進が必要

２．課題

- 学業の不振や学校生活に対してやる気が出ないなど、不登校となる理由・背景は児童生徒によって異なっており、不登校児童生徒が抱えている課題や状況に応じて、適切な支援を行う必要

- また、欠席状況も、年間30日の欠席（週１日程度）から90日以上（週３日以上）など様々であり、①学校を休み始めの時期に入り、不登校傾向の児童生徒、②学校には通うことができず、休養が必要な時期の児童生徒、③不登校の経験を経て、状態が回復しつつある児童生徒といった、状況に応じたアプローチが必要

- こうした中、①のような学校を休み始めの時期の児童生徒に対する早期の学習サポートや、③のような不登校の状態が回復しつつある児童生徒に対する学びの支援といったアプローチについて、論点整理で示されたように、校内外教育支援センターの居場所機能のみならず、「学習意欲を高め、資質・能力の向上に繋がる指導の充実」が課題

- このような課題に対応するため、各学校では、日常的に不登校児童生徒の状態把握に取り組んでいるものの、把握の観点など実態は多様であり、必ずしも組織的・計画的な指導や個に応じた学習方針の計画に繋がっていない

- 校内外教育支援センターでの具体の指導・支援も、在籍級の教育課程に基づく教科指導、下学年の教科指導、プリントなどを活用した個別学習、ソーシャルスキルトレーニング、体験活動、居場所としての機能の提供など、実態に応じて様々な対応がなされているものの、体系的な仕組みとはなっておらず各学校や各自治体で取組の差が大きい

- こうした課題を踏まえて特別の教育課程の仕組みを検討するに当たり、まず、どのような児童生徒を対象とし、どのようなプロセスや観点で判断するかについて検討する必要がある

特例の対象となる児童生徒における検討事項・論点

Ⅰ．対象となる学校種

- 公立小学校の35.9%、公立中学校の66.9%において校内教育支援センターが設置（令和６年７月現在）されるとともに、多くの市町村で域内の小・中学生を対象とした校外教育支援センターが設置されている実態を踏まえ、本特例は、義務教育段階での不登校児童生徒を主な対象としてはどうか。

- 高等学校については、①令和６年４月の制度改正により高等学校（全日制・定時制）段階の不登校生徒に対しては、一定の要件の下、遠隔授業や通信教育による単位修得の機会が設けられていること、②都道府県が設置する教育支援センターにおいて、高等学校段階の不登校生徒を受け入れているケースは限られていること、③小・中学校と比較して校内教育支援センターの設置が進んでいないこと、など、義務教育段階との違いを踏まえつつ、今後、本特例の教育内容等の検討を深めていく中で、高等学校についても、本特例の対象とすべきか否か検討してはどうか。

Ⅱ．対象となる児童生徒の考え方

- 論点整理では、対象の児童生徒について、「具体の判断は学校や教育委員会が児童生徒の実態等を踏まえ総合的に行う」としつつ、例示として、「断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる等、不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合」も対象となり得るとされている。

- この趣旨は、外形的な通学や学びの状況のみで判断するのではなく、不登校児童生徒の学びに向かいたい気持ち、学びに向けて続けている頑張りといった側面を積極的に受け止め、励まし、継続的な学びに繋げることができるよう、本特例の対象とすべきかを総合的に判断することにある。

- 上記を踏まえると、本特例の主な対象児童生徒としては、学びよりも休養を優先すべき時期を除き、休み始め・回復期のいずれにも着目し、休み始めだが適切な伴走支援があれば学びに向かうことができる児童生徒や、心身の状態が回復してきた時期に学びに向かいつつある児童生徒を想定した上で、総合的に判断することとしてはどうか。（具体のイメージは、補足イメージ①参照）

特例の対象となる児童生徒における検討事項・論点

Ⅲ．対象となる児童生徒を判断するプロセス・観点等

【特別の教育課程の編成プロセス】

- 国が「運用の手引き（仮称）」等により、本特例の考え方や具体的な運用上の留意点を提示することを前提としつつ、各学校が特例の対象となる児童生徒を判断するにあたっては、①児童生徒の状態把握、②学習方針の検討・決定、③本人・保護者の意向確認等のプロセスを経る必要があるではないか（補足イメージ２参照）
- その際、各教育委員会においては、例えば、手引きを踏まえ、所管の学校において特例の対象となる児童生徒の考え方等を予め整理したり、拠点となって特例を運用する学校を予め決めたりするなど、特例を実施するために必要な体制整備を図るとともに、各学校が当該児童生徒の状態把握を行うにあたり、SCやSSW等の派遣支援や、学習方針の検討・決定をするにあたり、積極的に指導・助言を行うなど、各学校が円滑に本特例を実施することができるよう、必要な支援を行うこととすべきではないか

【状態把握の観点の考え方】

- 特別の教育課程を編成・実施するに当たっては、Ⅱ．で整理したように、外形的な状況のみならず、「学びに向かいたい気持ち、学びに向けて続けている頑張りといった側面を積極的に受け止め、励まし、継続的な学びに繋げる」という視点（以下「学びに向かう視点」という。）から、総合的に状態を把握しつつ、特例の対象とするかどうかを柔軟に判断する必要がある
- これを踏まえ、不登校の原因や背景、期間のみならず、発達や経験の状況、他者との関係構築や生活習慣形成に当たっての課題など生活の状況、学びへの興味・関心や学習の状況などを含め、学びに向かう視点を適切に捉えられるよう、必要な把握の観点を手引きにおいて整理して示すべきではないか
- その上で、学校による状態把握の際には、本人や保護者への面談に加え、教育委員会から派遣されたSCやSSW等の支援スタッフが加わったり、ケース会議を開催したりするなど、現行制度上も様々な工夫がなされていることも踏まえ、状態把握に当たっての組織体制や具体プロセスについては、手引きを踏まえつつ、一定の柔軟性を前提とする方向で検討すべきではないか

【学習方針の検討の考え方】

- 学習方針の検討の際には、不登校児童生徒の継続的な学びと資質・能力の向上に繋がる柔軟で効果的な指導を行う観点から、個々の学習状況の実態を踏まえつつ、組織的・計画的な指導としていくことが重要
- その際、学びに向かう状態を維持・向上する観点から、本人が興味・関心をもって取り組める学習内容となっているか、また、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げられる学習内容となっているかなど、②で把握した状態の観点を踏まえつつ、学習方針を決定するべきではないか
  ⇒具体については、今後、「特別の教育課程の内容」について議論する際にあわせて検討を行う予定

Ⅳ．その他

- 既存の特別の教育課程（日本語指導・特別支援学級・通級指導等）や現在新たに検討がなされている特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程との関係については、それぞれが別の特例である一方、実際には重複する児童生徒の存在も想定されるところ、そのような場合の特例の円滑な運用の在り方について、今後、検討を深めていく中で、運用上の整理が必要ではないか。

特例の対象となる児童生徒のイメージ

補足イメージ１

- 具体には総合的な判断であることを前提としつつ、以下のような児童生徒が主たる対象として想定されるのではないか
  ① 友人関係のトラブルや学業の不振など、様々な要因により、心身の状態が落ち込みつつあるが、教育支援センター等による早期の伴走支援があれば、学びに向かうことができる状態にある児童生徒
  ② 一定の不登校期間を経て、心身の状態が回復傾向にあり、「学びたい」という意欲を持ちつつある児童生徒
  ③ 現に、校内外教育支援センターで前向きに学習に取り組んでいる児童生徒　　など
- 以上のように整理した場合、外形的な状況のみならず、児童生徒の状態把握の視点や方法が重要となることから、別途整理が必要

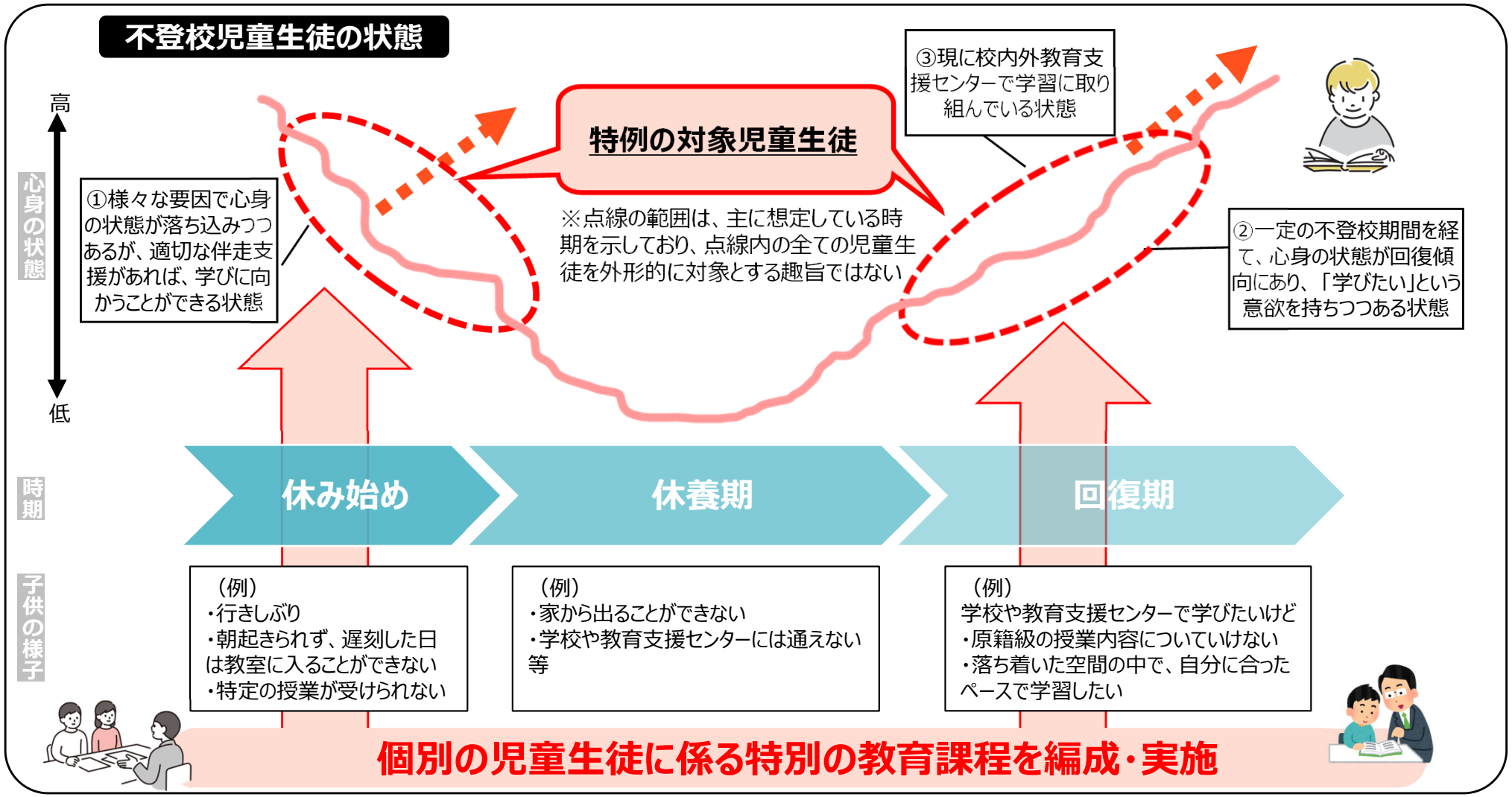

特別の教育課程の編成までの流れ（事例イメージ）

補足イメージ２

～休み始めに「学びに向かうことができる状態」や回復期に「『学びたい』という意欲を持ちつつある状態」にある児童生徒の例～

⓪体制整備の確認 → ①本人・保護者の意向確認 → ②児童生徒の状態把握 → ③学習方針の検討・決定 → ④本人・保護者との最終確認 → ⑤特別の教育課程の編成

※本人・保護者とのやりとりは、断続的に生じることが想定される

日頃からの児童生徒の状態把握

⓪指導環境を確認する際の観点

・指導体制
・施設・設備の状況
・学校と校外教育支援センターの連携体制　など

②児童生徒の状態を把握する際の観点

(1)不登校の原因や背景、期間のみならず、(2)発達や経験の状況、(3)学習の状況や学びへの興味・関心、(4)他者との関係構築や生活習慣形成に当たっての課題を含め、学びに向かう視点を適切に捉える

③学習方針を決定する際の観点

本人の学びに向かう状態を維持・向上する観点から、本人が興味・関心をもって取り組める学習内容となっているか、また、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げられる学習内容となっているかなど、②で把握した状態に基づき適切に判断する

（例１）様々な要因で心身の状態が落ち込みつつあるが、適切な伴走支援があれば、学びに向かうことができる状態にある児童生徒

校内教育支援センター

・ＳＣやＳＳＷの協力の下、学級担任や養護教諭、教育相談担当などが、本人・保護者と面談するなどして、当該児童生徒の状態を把握

・学級担任や養護教諭、教育相談担当に加え、必要に応じて教科担任、学年主任などが、ケース会議を開催するなどして、学習の方針を検討

<検討後>

・校長が学習方針を決定

（例２）一定の不登校期間を経て、心身の状態が回復傾向にあり、「学びたい」という意欲を持ちつつある状態にある児童生徒

教育支援センター

・教育支援センターの状況に応じて、原籍校との連携の下、当該児童生徒の状況を把握

（例）

本人・保護者・教育支援センター・原籍校による４者面談を実施　など

・原籍校との連携の下、原籍校を交えたケース会議を開催するなどして、学習の方針を検討

<教育支援センターでの検討後>

・校長が学習方針を決定

※こうしたケースは、教育支援センターが一定程度の体制を有している場合を想定しており、学校との役割分担は異なり得るもの

指導環境の整備

SC・SSWの派遣

指導主事等による指導助言

参考資料･データ

ワーキンググループにおける検討事項・論点

令和７年１０月７日
不　登　校　ＷＧ
【資料１】p.２より抜粋

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

①制度構築の基本となる考え方や留意点

- 現在、校内外教育支援センター等で不登校児童生徒や不登校傾向の児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）に対して行われている様々な学習活動の実態を十分に踏まえつつ、居場所機能のみならず、資質・能力の向上に繋がる柔軟で効果的な指導をしやすくする観点を重視し、新たな仕組を検討すべきではないか

- その際、不登校により学習の遅れや進路選択上の不利益等が生じているといった指摘も踏まえ、不登校児童生徒の努力をできる限り価値づけ、社会的自立を後押しする観点も併せて重視すべきではないか

- 新たな仕組みを創設するにあたっては、現在行われている指導の実態を十分に踏まえ、教師、学校、教育委員会にとって過度な負担や負担感が生じないよう配意して検討すべきではないか

※ 新たな仕組みは、校内外教育支援センター等での学習活動の実態に着目したものであり、対象とならない児童生徒、仕組みの適用を希望しない児童生徒についても、その状況に応じた必要なサポートを行っていくことが前提

②対象となる児童生徒

- 特別の教育課程の対象となる児童生徒の考え方と、その対象者を判断するプロセスをどのようにすべきか

- その際、不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することを前提としつつ、個々の児童生徒の状況に応じて柔軟に対象とするかどうかを判断できる仕組みとすべきではないか

（論点整理における記載）
- 年間30日以上の欠席を一つの参考としつつ、具体の判断は学校や教育委員会が児童生徒の実態等を踏まえ総合的に行うこととする方向で、具体の運用を検討すべき
- 例えば、断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる等、不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合等も対象になり得る方向で検討すべき（「学びの多様化学校」と同様）

（具体的論点）
- 対象となる学校種
- 対象となる児童生徒を判断する主体、具体的な考え方、判断方法、プロセス（児童生徒のアセスメントを含む）

※ 今回制度化を検討している特別の教育課程は、現に校内外の教育支援センターで指導を受けている児童生徒の状態を各学校が把握し、特別の教育課程に基づく指導が効果的と判断した場合に編成・実施されるものであり、保護者の求めがあれば実施義務が生じるものではないことに留意

ワーキンググループにおける検討事項・論点

令和７年１０月７日
不　登　校　ＷＧ
【資料１】p.３より抜粋

③特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

● 特別の教育課程の内容としてどのようなものを対象とし、対象となる教育活動に係る授業時数の取扱等をどのようにすべきか

（論点整理における記載）
- 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定する方向で検討すべき（「学びの多様化学校」と同様）
- 柔軟性を損なったり、過度な負担が生じたりしないよう配意しながら、校内外の教育支援センター等と連携して個別の指導計画を作成する方向で検討すべき

（具体的論点）

➢ 特別の教育課程で実施される具体的な教育活動の整理（「学びの多様化学校」の教育活動を参考としつつ、校内外教育支援センター等の実態を考慮）

（例）課題プリントを活用した個別学習、部分的な下位学年・下位学校種の学習、原籍級からの授業配信、ソーシャルスキルトレーニング等

➢ 上記の具体的な教育活動の各教科等の目標や内容における位置付けに係る考え方や留意点、授業時数の取扱い

➢ 具体的な検討・実施プロセス（学校等における検討・判断、教育支援センターと連携した個別の指導計画の作成等）

➢ 個別の指導計画の目的、作成の主体、記載すべき要素、効果的かつ過度な負担が生じない運用方法（その際、不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することに留意）

④特別の教育課程が実施される場所・体制

● 特別の教育課程がどのような場所や体制で実施されるべきか

（論点整理における記載）
- 特別の教育課程に基づく指導・支援が適切な場所で実施されることを担保するため、校内教育支援センターを含む学校内のみならず、一定の要件（例：地方自治体による設置、教員の配置等）を満たした学校外の教育支援センターも対象とし、位置付けることとしつつ、具体の運用を検討すべき

（具体的論点）

➢ 校内教育支援センター等については、居場所機能のみならず、学級で学ぶことが困難な児童生徒が学校内で学習できる場として位置付けた上で、特別の教育課程が実施される場合の教師と校内教育支援センター支援員との連携方法を含む体制の在り方等

➢ 校外教育支援センターについても、特別の教育課程が実施される場として位置付けつつ、その場合の一定の要件（地方自治体による設置、教師と教育支援センター指導員との連携方法を含む体制の在り方等）

⑤学習評価等

● 対象となる不登校児童生徒の学びをどのように評価すべきか

（論点整理における記載）
- 指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- 高校入試での特別の教育課程に基づく学習評価等の取扱いを検討すべき

（具体的論点）

➢ 指導の記録、学習評価の方法・観点、指導要録における記載イメージ

➢ 高校入試での特別の教育課程に基づく評定等の学習評価の取扱い（学力検査や調査書の扱いを含む）

以上①～⑤の検討を踏まえ、着実に制度の設計と円滑な実施を図るため、運用の手引き（仮称）も作成する方向で検討してはどうか

小・中学校における長期欠席の状況について

- 小・中学校における長期欠席者数は506,970人（前年度493,440人）であった。
- このうち不登校によるものは353,970人（前年度346,482人）であった。

小・中学校における長期欠席者数の推移

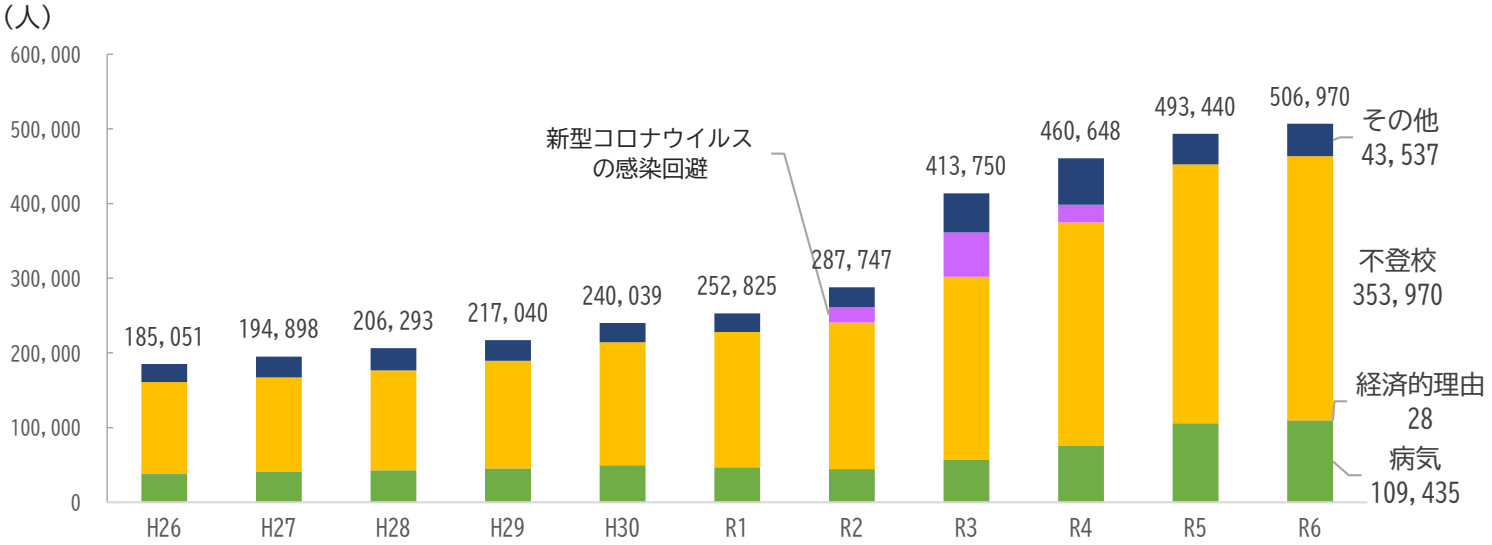

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査からは、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査。

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

※ 「児童生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱した日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	病気	18,981	19,946	20,325	21,480	23,340	20,955	18,539	22,307	31,955	57,905	61,114
	経済的理由	25	18	12	9	15	11	13	7	16	17	7
	不登校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	14,238	42,963	16,155	***	***
	その他	12,992	15,544	16,308	15,997	15,837	15,773	17,606	34,100	43,438	29,946	31,840
	計	57,862	63,091	67,093	72,518	84,033	90,089	113,746	180,875	196,676	218,238	230,665
中学校	病気	18,870	21,118	22,488	23,882	26,284	25,779	25,888	34,652	43,642	47,933	48,321
	経済的理由	39	31	17	18	9	19	20	12	20	17	21
	不登校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	6,667	16,353	7,505	***	***
	その他	11,247	12,250	13,460	11,623	10,026	9,016	8,649	18,416	18,869	11,140	11,697
	計	127,189	131,807	139,200	144,522	156,006	162,736	174,001	232,875	263,972	275,202	276,305
合計	病気	37,851	41,064	42,813	45,362	49,624	46,734	44,427	56,959	75,597	105,838	109,435
	経済的理由	64	49	29	27	24	30	33	19	36	34	28
	不登校	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	20,905	59,316	23,660	***	***
	その他	24,239	27,794	29,768	27,620	25,863	24,789	26,255	52,516	62,307	41,086	43,537
	計	185,051	194,898	206,293	217,040	240,039	252,825	287,747	413,750	460,648	493,440	506,970

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における不登校児童生徒数は353,970人（前年度346,482人）と過去最多となり、12年連続で増加したものの、増加率は小学校5.6%（前年度24.0%）、中学校0.1%（前年度11.4%）、小・中学校全体2.2%（前年度15.9%）であり、前年度から低下した。
- 児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は38.6人（前年度37.2人）であった。

不登校児童生徒数の推移

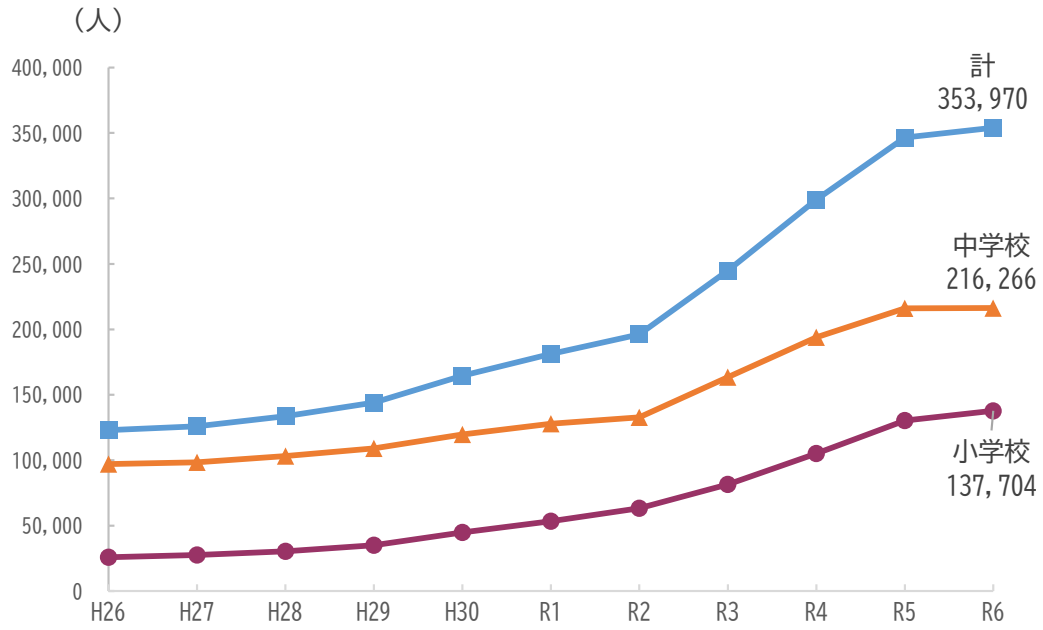

1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移

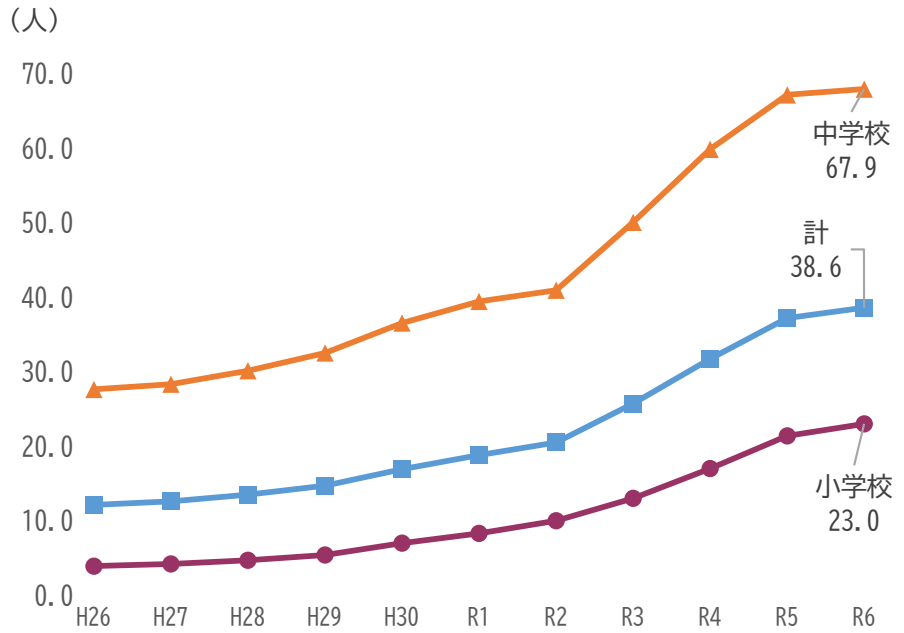

不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	23.0
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	67.9
合計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	38.6

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

- 不登校児童生徒数のうち、新規不登校児童生徒数は、小学校で70,419人（前年度74，447人）、中学校で83,409人（前年度90，853人）であり、小・中学校ともに前年度から減少した。
- 小・中学校合計の新規不登校児童生徒数は153,828人（前年度165,300人）であり、9年ぶりに減少した。

新規不登校児童生徒数の推移

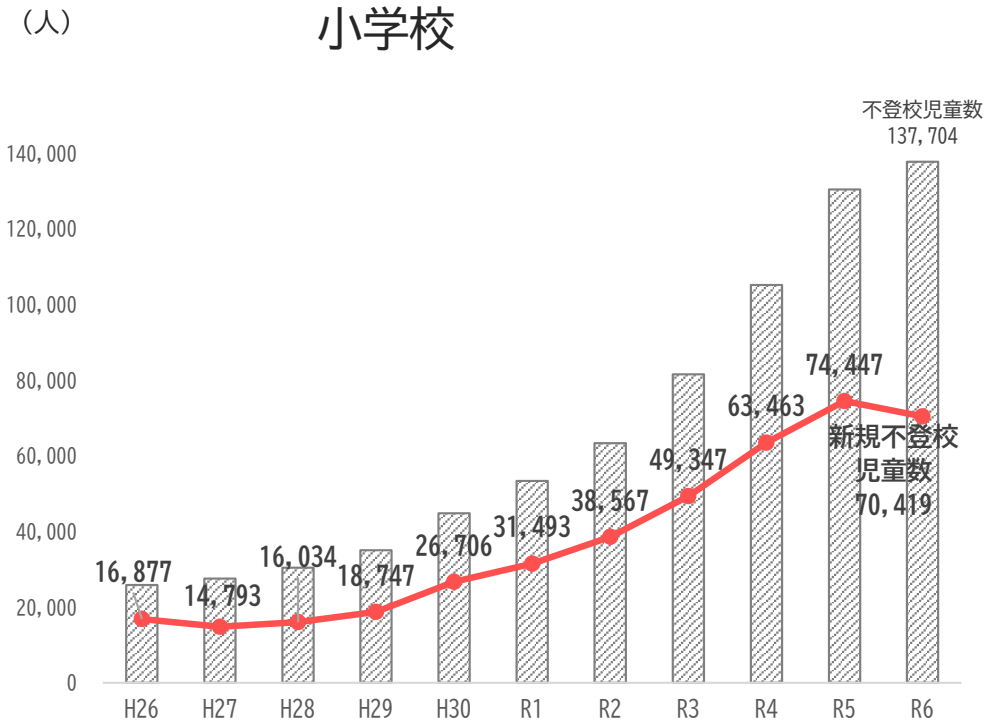

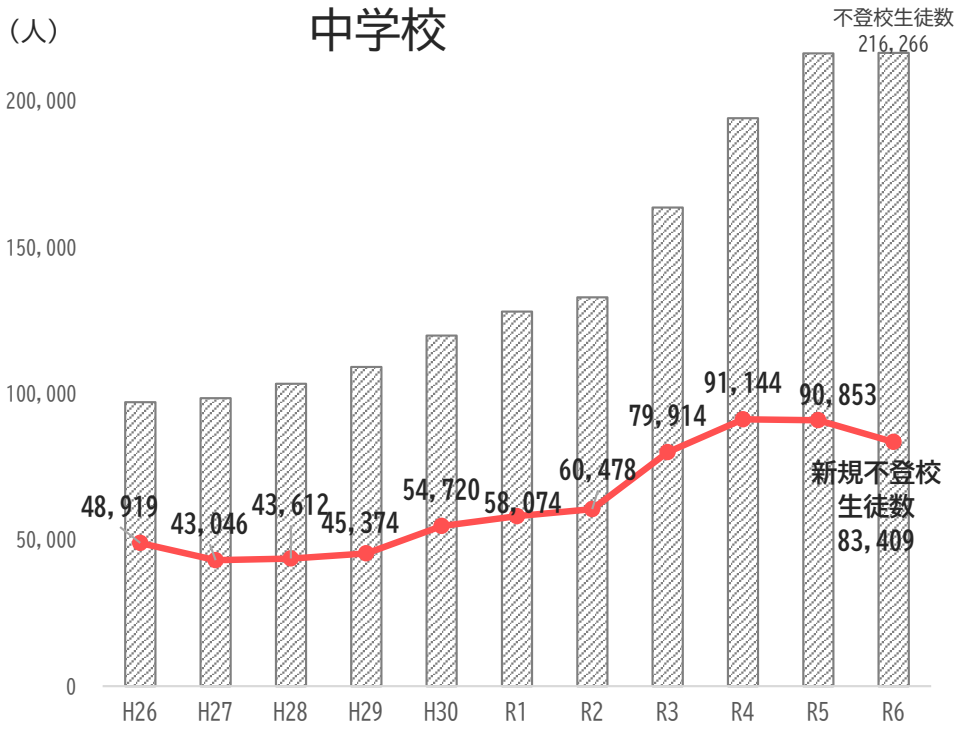

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	不登校児童数	25，864	27，583	30，448	35，032	44，841	53，350	63，350	81，498	105，112	130，370	137，704
	うち、新規不登校児童数	16，877	14，793	16，034	18，747	26，706	31，493	38，567	49，347	63，463	74，447	70，419
中学校	不登校生徒数	97，033	98，408	103，235	108，999	119，687	127，922	132，777	163，442	193，936	216，112	216，266
	うち、新規不登校生徒数	48，919	43，046	43，612	45，374	54，720	58，074	60，478	79，914	91，144	90，853	83，409
合計	不登校児童生徒数	122，897	125，991	133，683	144，031	164，528	181，272	196，127	244，940	299，048	346，482	353，970
	うち、新規不登校児童生徒数	65，796	57，839	59，646	64，121	81，426	89，567	99，045	129，261	154，607	165，300	153，828

※新規不登校児童生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

● 不登校継続率（前回調査で不登校に計上された児童生徒のうち、今回調査でも不登校に計上された児童生徒の割合）は、小学校71.7%（前年度75.2%）、中学校77.1%（前年度80.7%）であり、小・中学校ともに前年度から低下した。

不登校継続率の推移

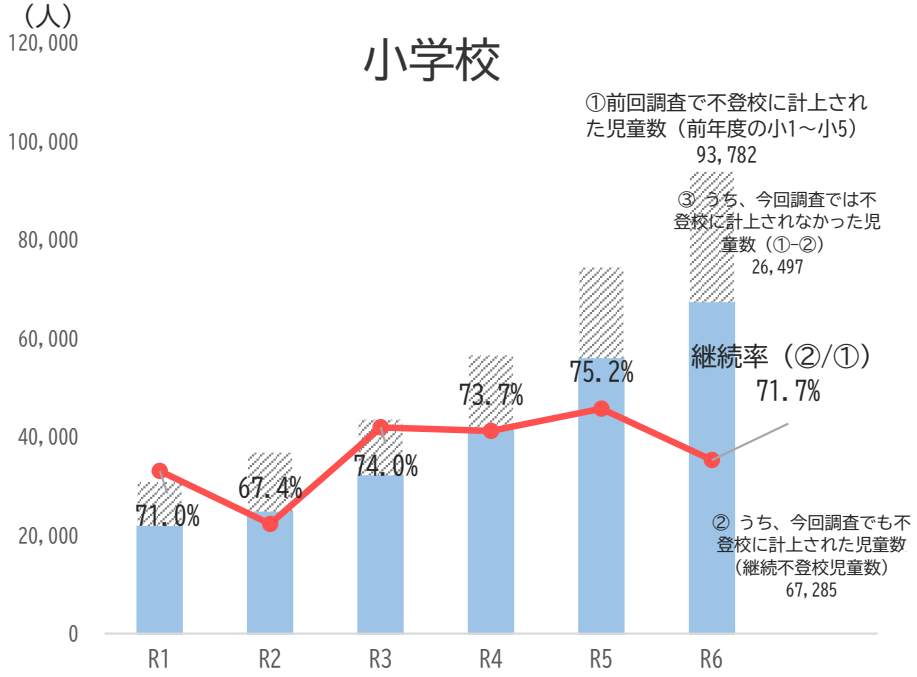

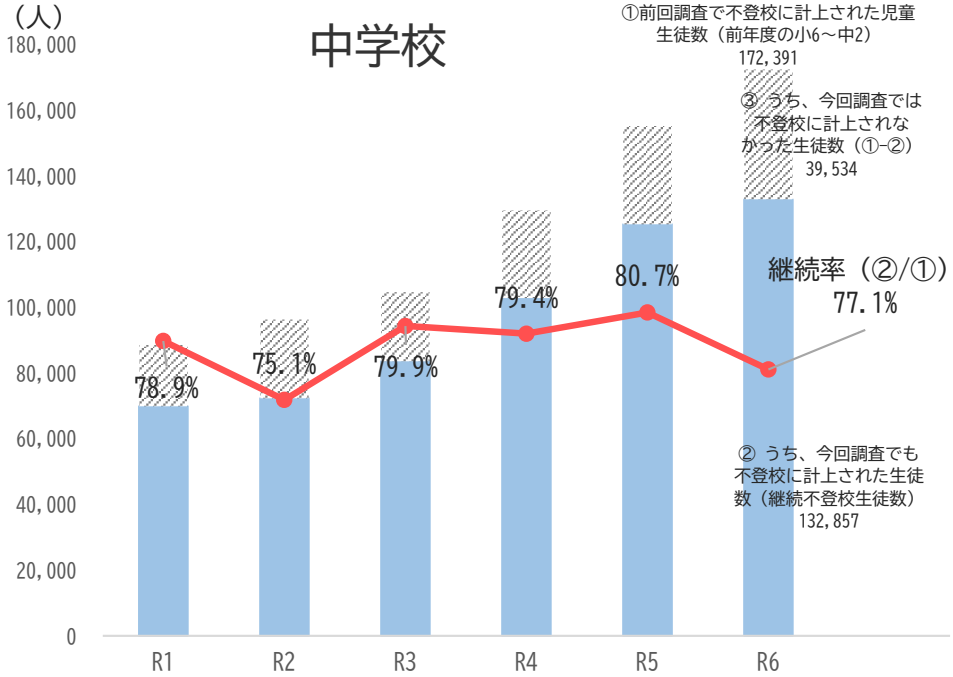

小学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①前回調査で不登校に計上された児童数（前年度の小1～小5）	30,780	36,756	43,469	56,494	74,341	93,782
② うち、今回調査でも不登校に計上された児童数（継続不登校児童数）	21,857	24,783	32,151	41,649	55,923	67,285
継続率（②/①）	71.0%	67.4%	74.0%	73.7%	75.2%	71.7%
③ うち、今回調査では不登校に計上されなかった児童数（①-②）	8,923	11,973	11,318	14,845	18,418	26,497
	29.0%	32.6%	26.0%	26.3%	24.8%	28.3%

中学校	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①前回調査で不登校に計上された児童生徒数（前年度の小6～中2）	88,535	96,245	104,602	129,522	155,163	172,391
② うち、今回調査でも不登校に計上された生徒数（継続不登校生徒数）	69,848	72,299	83,528	102,792	125,259	132,857
継続率（②/①）	78.9%	75.1%	79.9%	79.4%	80.7%	77.1%
③ うち、今回調査では不登校に計上されなかった生徒数（①-②）	18,687	23,946	21,074	26,730	29,904	39,534
	21.1%	24.9%	20.1%	20.6%	19.3%	22.9%

※「①前回調査で不登校に計上された児童生徒数」について
小学校における①の数：前回調査における小学校１～５年生の不登校児童数を合計した人数。
（前回調査で小学校６年生だった不登校児童は、今回調査時点では卒業して中学生になっているため、「中学校における①の数」に計上。）
中学校における①の数：前回調査における小学校６年生、中学校１、２年生の不登校児童生徒数を合計した人数。
（前回調査で中学校３年生だった不登校生徒は、今回調査時点では卒業しているため、「中学校における①の数」から除く。）

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

新規不登校児童生徒数及び不登校継続率の推移

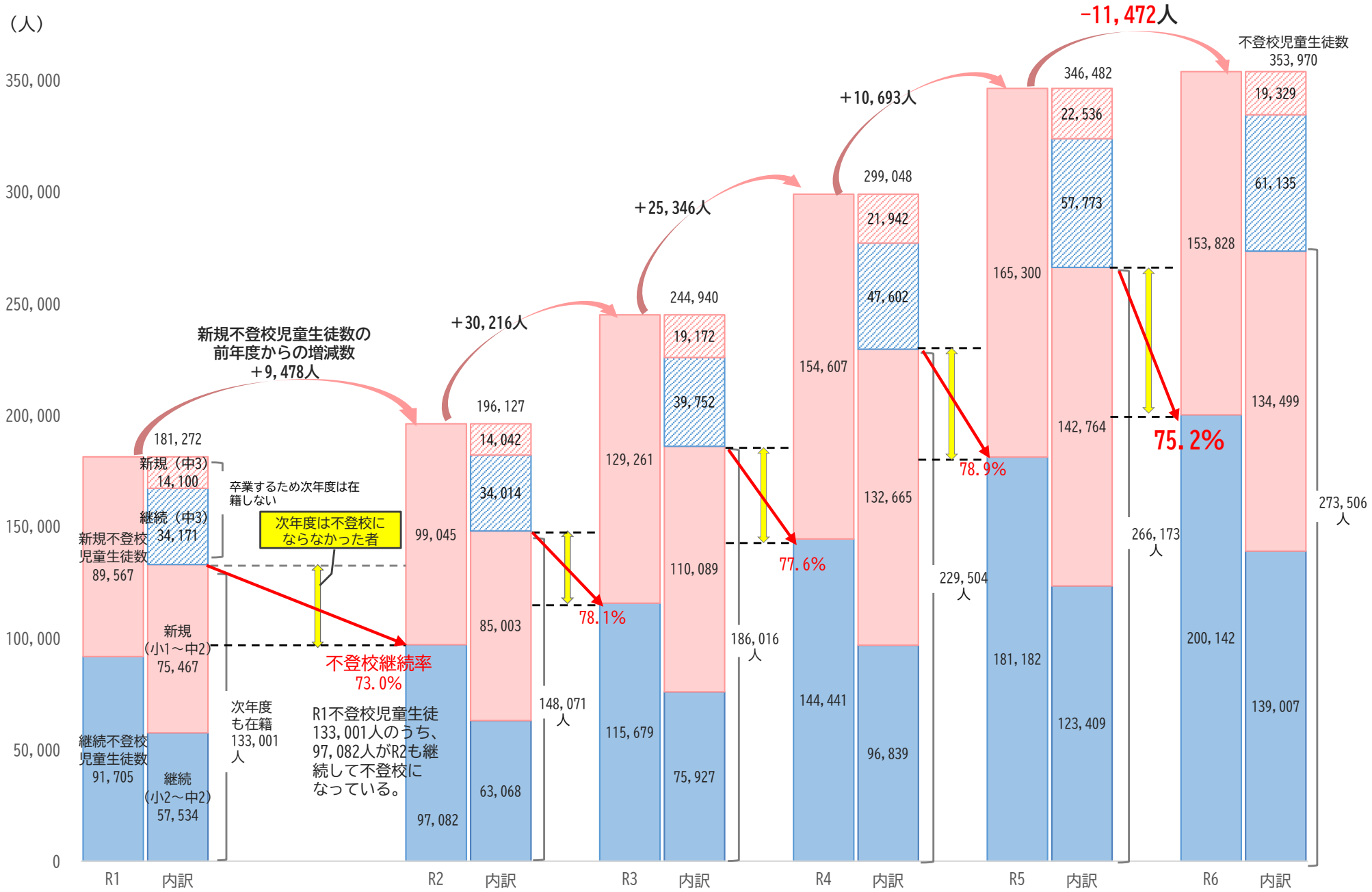

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

学年別不登校児童生徒数

●小学校1年生、中学校2年生における不登校児童生徒数は前年度から減少した。

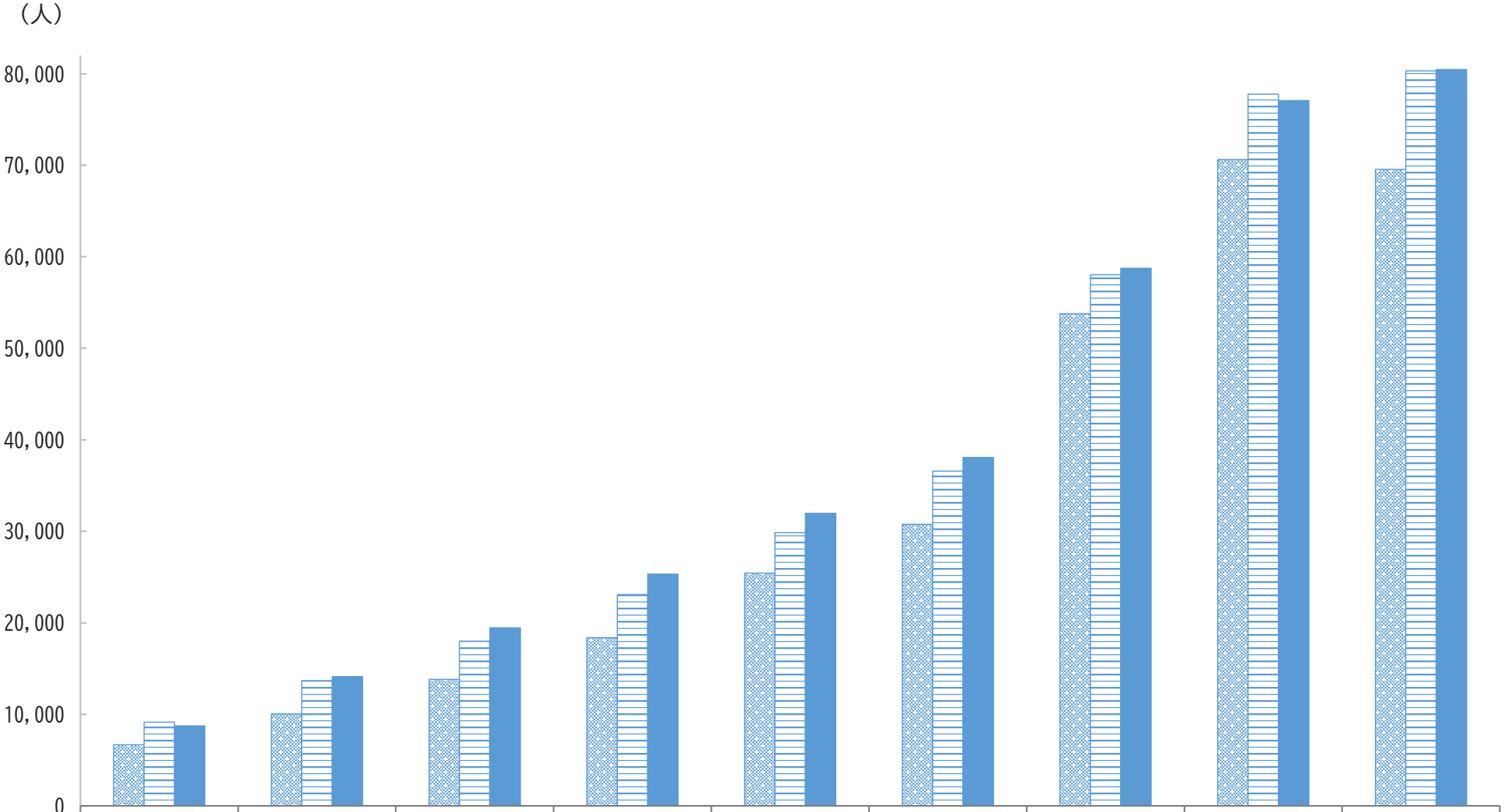

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R4	6,668	10,047	13,823	18,373	25,430	30,771	53,770	70,622	69,544
R5	9,154	13,694	17,997	23,090	29,847	36,588	58,035	77,768	80,309
R6	8,738	14,125	19,460	25,322	31,979	38,080	58,736	77,066	80,464

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は191,958人(前年度190,392人)であり、不登校児童生徒全体に占める割合は54.2%(前年度55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

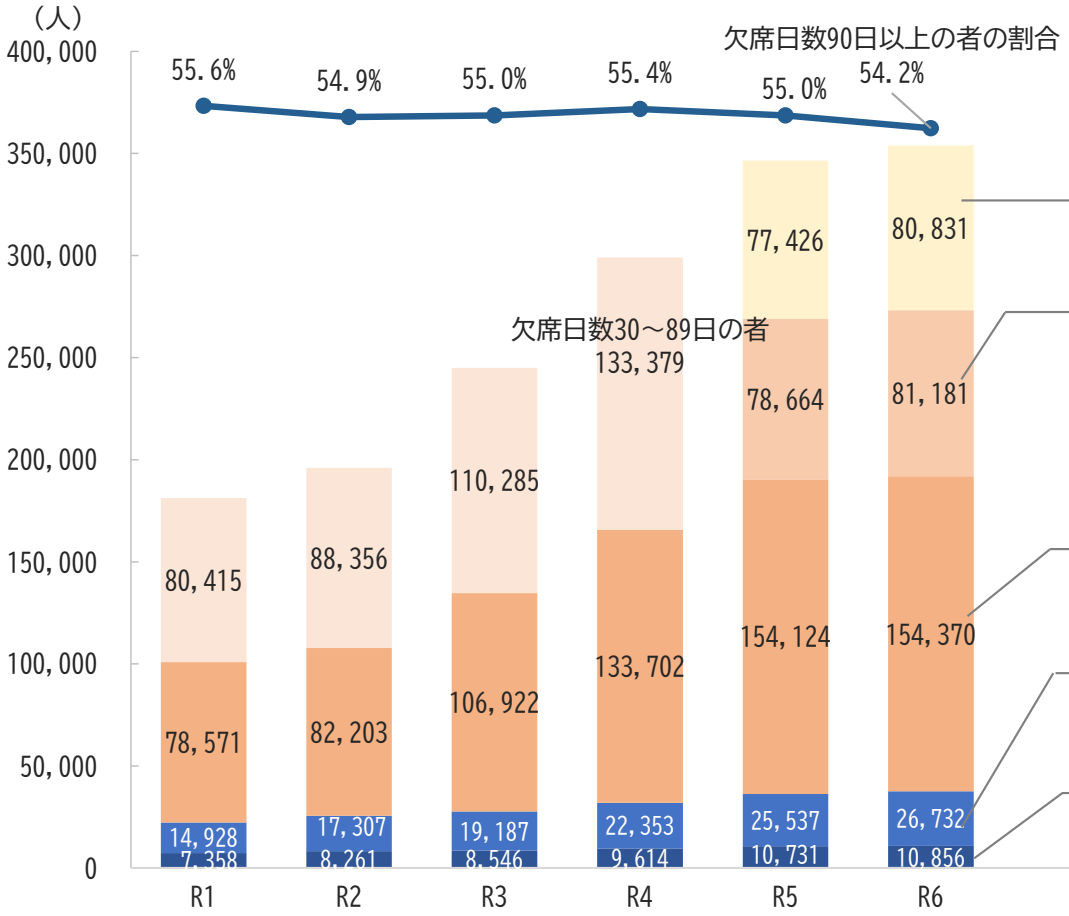

● 令和6年度の状況

	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	353,970	137,704	216,266
欠席日数30～49日の者	80,831	40,556	40,275
	22.8%	29.5%	18.6%
欠席日数50～89日の者	81,181	36,411	44,770
	22.9%	26.4%	20.7%
欠席日数90日以上の者	191,958	60,737	131,221
	54.2%	44.1%	60.7%
うち、出席日数11日以上の者	154,370	49,964	104,406
	43.6%	36.3%	48.3%
うち、出席日数1～10日の者	26,732	7,203	19,529
	7.6%	5.2%	9.0%
うち、出席日数0日の者	10,856	3,570	7,286
	3.1%	2.6%	3.4%

※ 「児童生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

※ 下段は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和６年度)

小・中学校における不登校の状況について

不登校児童生徒について把握した事実

	不登校児童生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった	左記に該当なし
小学校	137,704	2,533	16,229	6,090	21,245	2,753	5,262	14,137	23,210	36,053	2,422	41,411	33,193	13,279	11,195	8,251
		1.8%	11.8%	4.4%	15.4%	2.0%	3.8%	10.3%	16.9%	26.2%	1.8%	30.1%	24.1%	9.6%	8.1%	6.0%
中学校	216,266	2,380	30,395	5,025	33,907	4,473	11,319	14,261	21,347	52,510	8,139	65,025	52,661	13,386	11,322	10,553
		1.1%	14.1%	2.3%	15.7%	2.1%	5.2%	6.6%	9.9%	24.3%	3.8%	30.1%	24.4%	6.2%	5.2%	4.9%
合計	353,970	4,913	46,624	11,115	55,152	7,226	16,581	28,398	44,557	88,563	10,561	106,436	85,854	26,665	22,517	18,804
		1.4%	13.2%	3.1%	15.6%	2.0%	4.7%	8.0%	12.6%	25.0%	3.0%	30.1%	24.3%	7.5%	6.4%	5.3%

※　「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。（令和6年度以前に把握したものも含む。）

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

※　「個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった。」は、障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

● 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒数は218,246人（前年度212,114人）で、不登校児童生徒に占める割合は61.7%（前年度61.2 %）であった。

不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況の推移

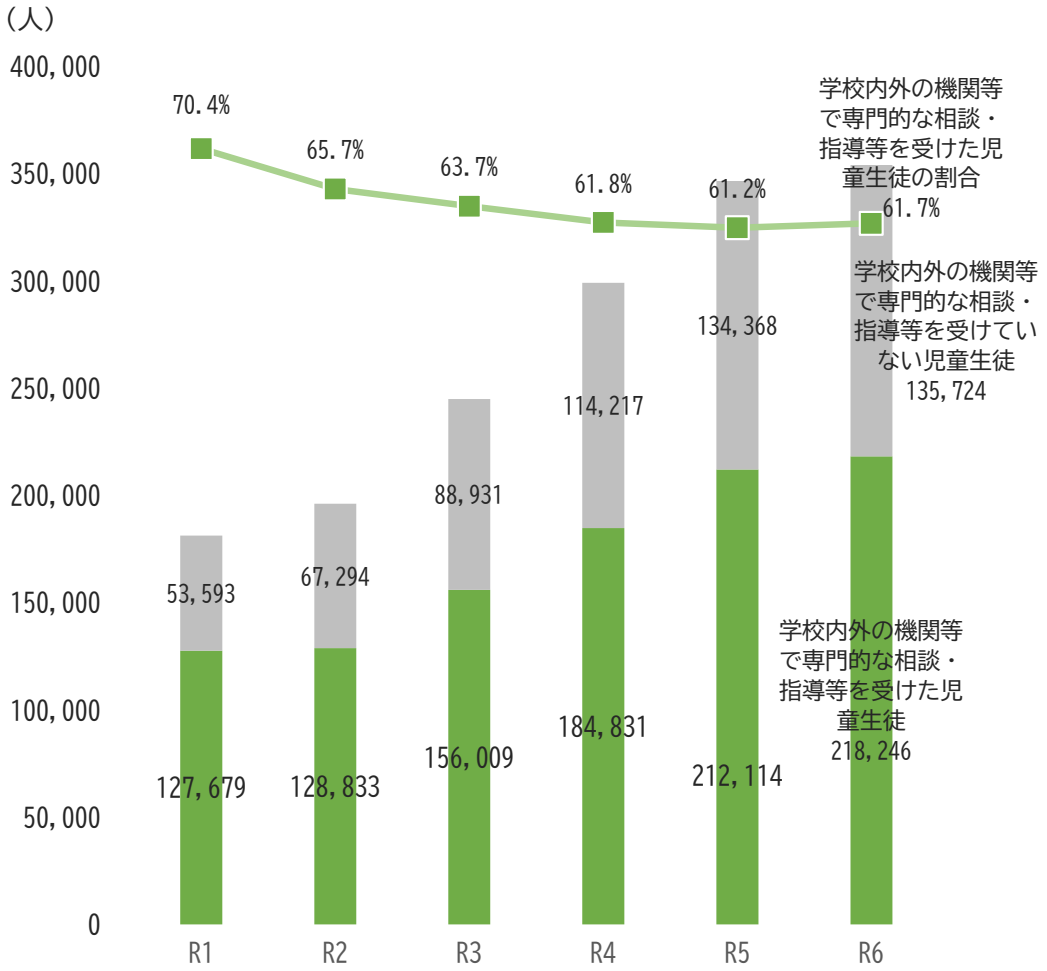

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況の推移

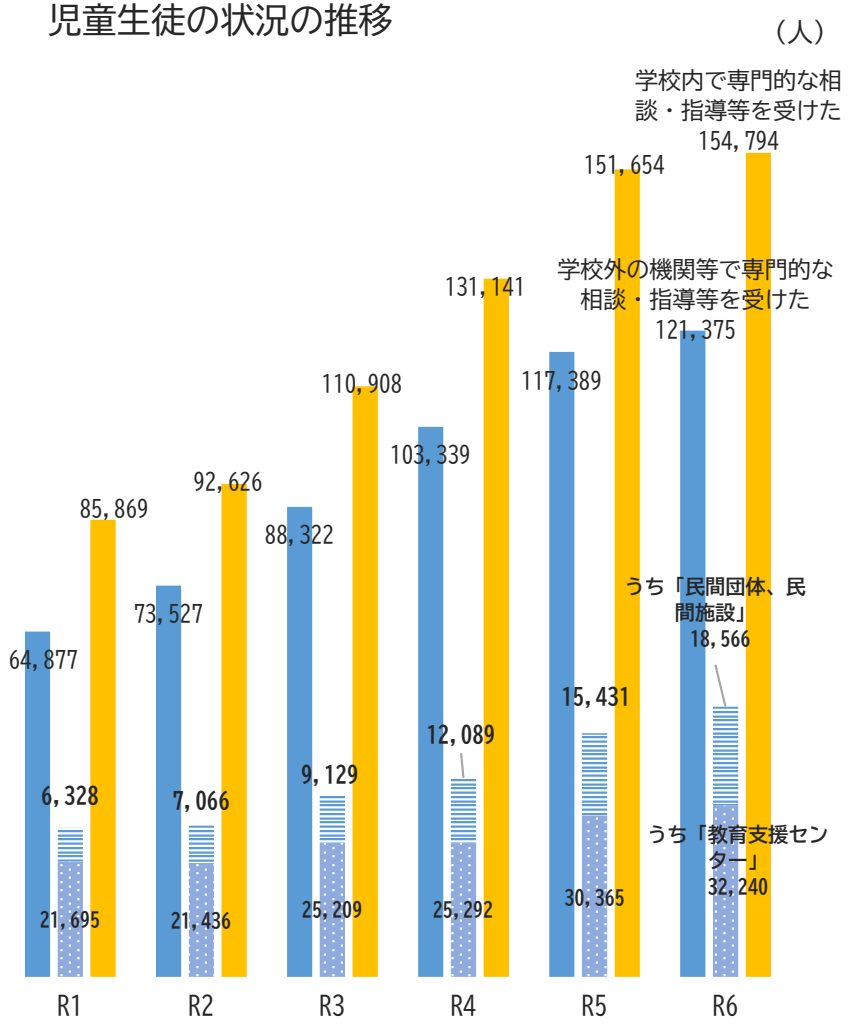

※学校内外の複数の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。
※学校外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設等を指し、学校内の専門的な相談・指導等は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導等を指す。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数は135,724人であり、不登校児童生徒全体の38.3%であった。
- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、120,759人(89.0%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた。
- 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%であった。

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒

（人）

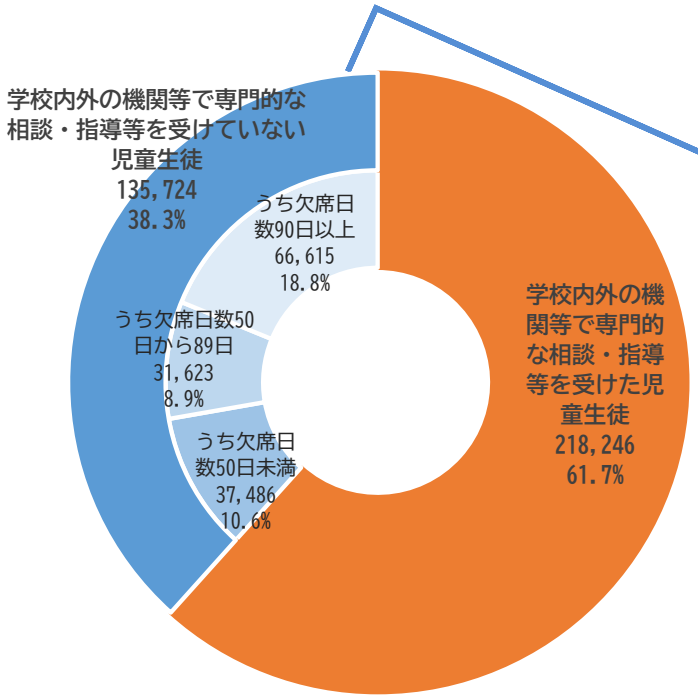

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者

（人）

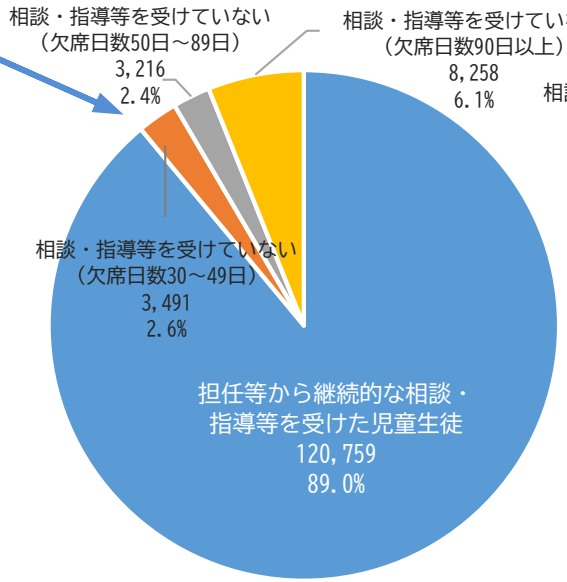

不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた者

（人）

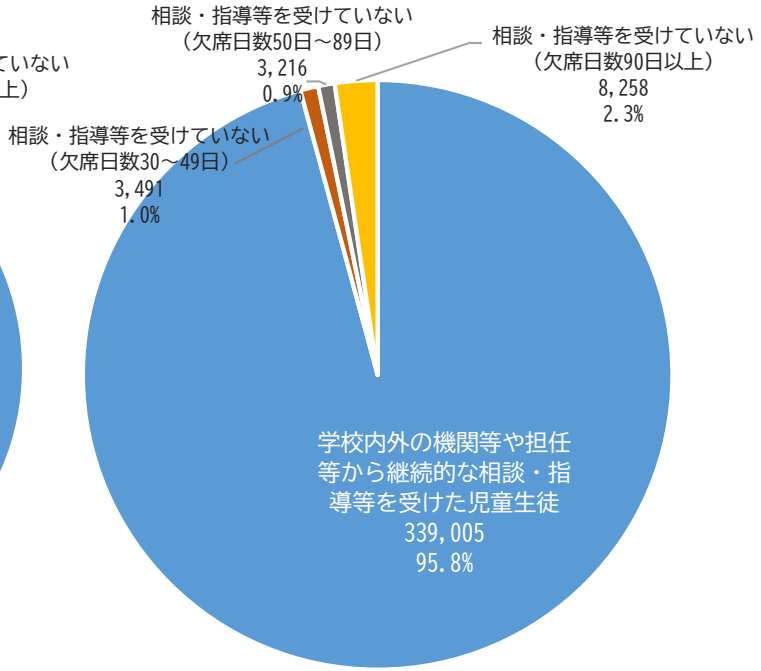

※ 学校外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設等を指し、学校内の専門的な相談・指導等は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導等を指す。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、42,978人であった。
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は13,261人であった。
- 不登校児童生徒の成績評価にあたって、自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数は81,467人であった。

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数

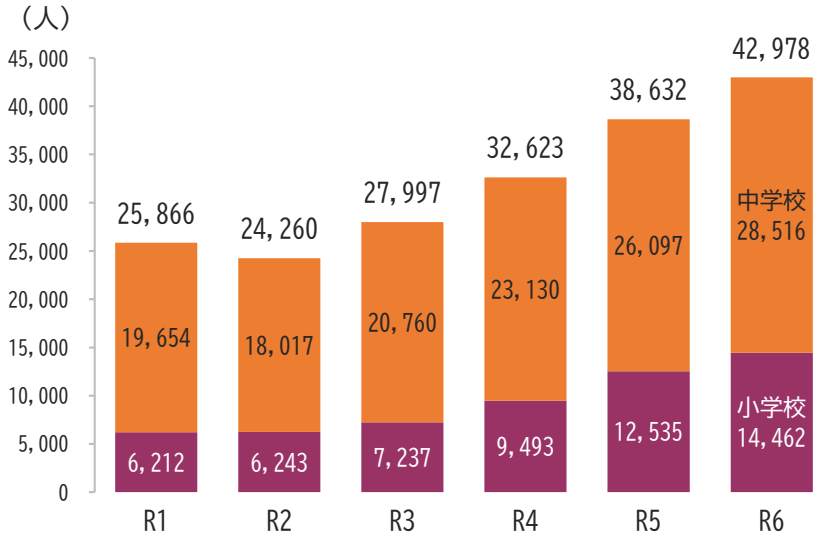

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

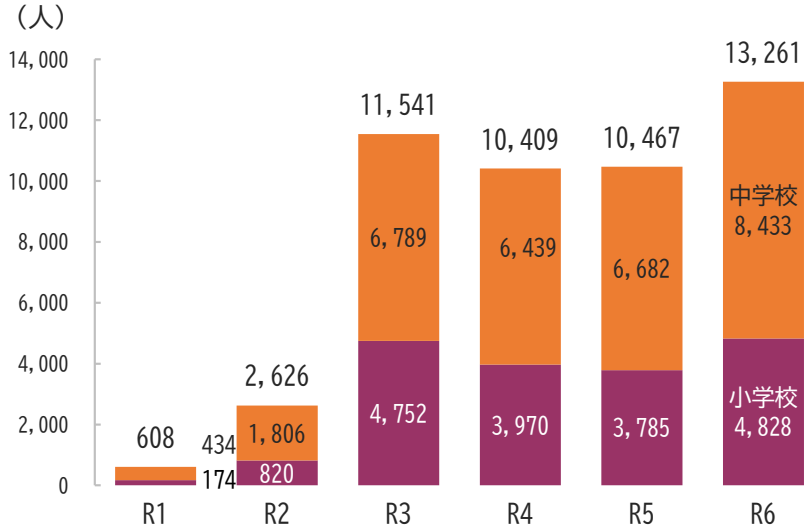

※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数

	不登校児童生徒の成績評価にあたって、自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した実人数	うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数
小学校	22,889	16,535	19,737
中学校	58,578	49,418	45,459
合計	81,467	65,953	65,196

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

小・中学校における不登校の状況について

1,000人当たりの不登校児童生徒数

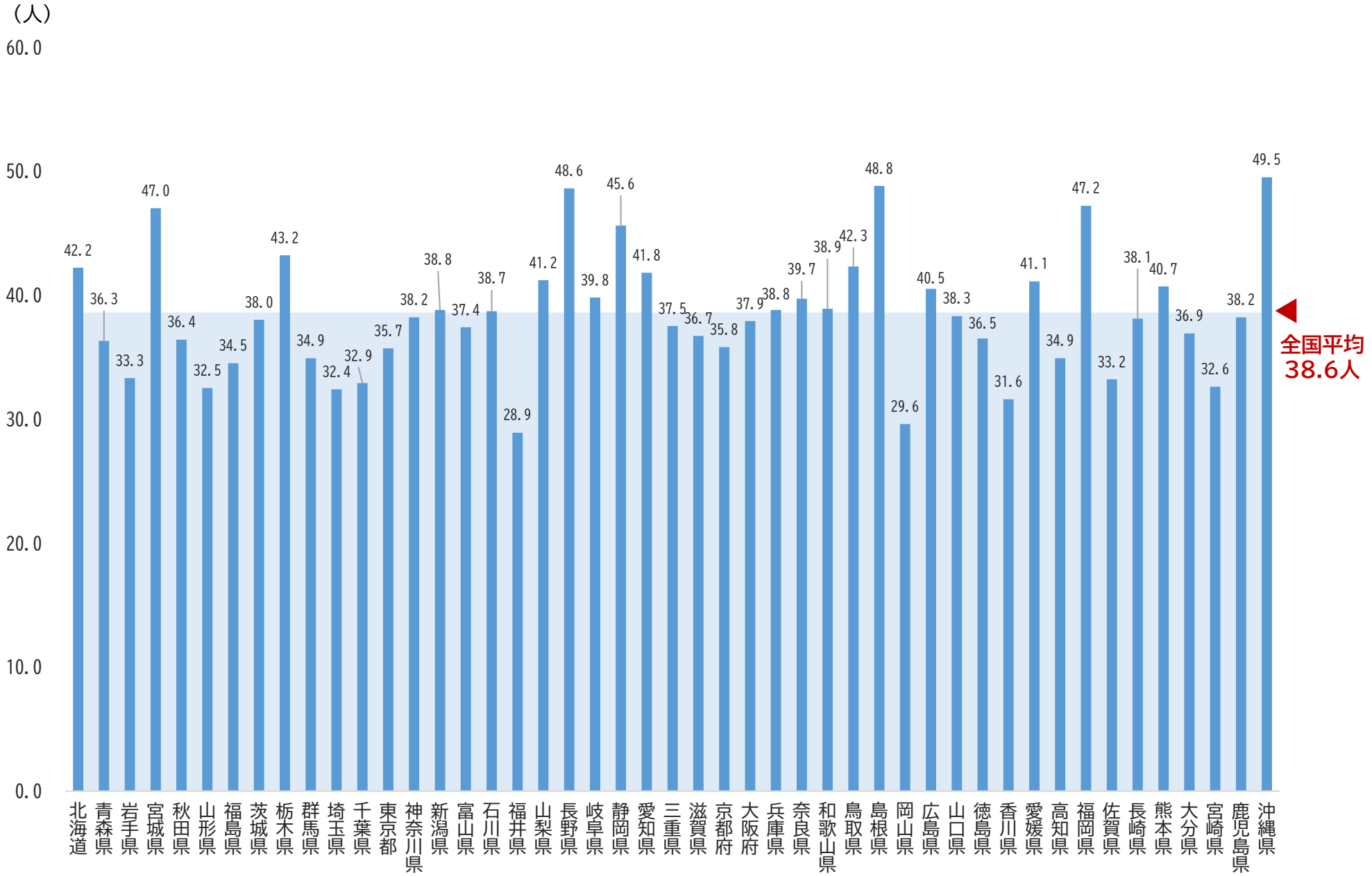

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

高等学校における長期欠席の状況について

- 高等学校における長期欠席者数は103,608人（前年度104,814人）であった。
- このうち不登校によるものは67,782人（前年度68,770人）であり、前年度から減少した。

高等学校における長期欠席者数の推移

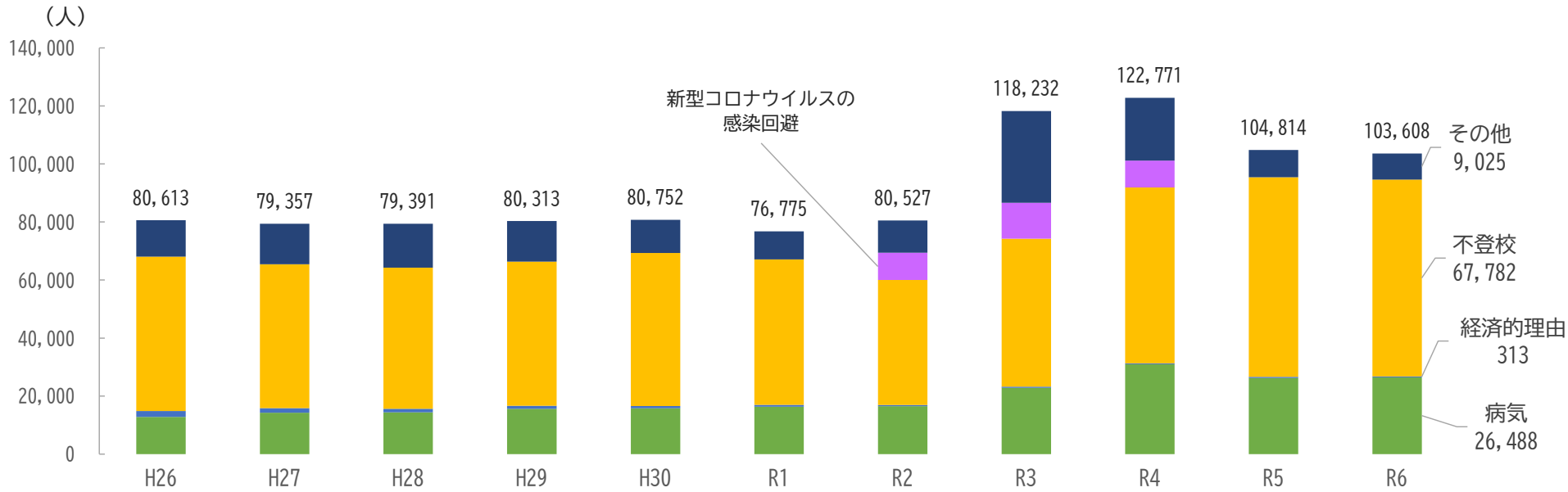

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
病気	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521	22,864	30,976	26,268	26,488
経済的理由	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429	385	343	385	313
不登校	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770	67,782
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	9,382	12,388	9,256	***	***
その他	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144	31,610	21,621	9,391	9,025
計	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527	118,232	122,771	104,814	103,608

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。
※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査からは、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。
※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に 「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。
※ 「生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

高等学校における不登校の状況について

● 高等学校における不登校生徒数は67,782人（前年度68,770人）、児童生徒1,000人当たりの不登校生徒数は23.3人（前年度23.5人）であり、いずれも前年度から減少した。

不登校生徒数の推移

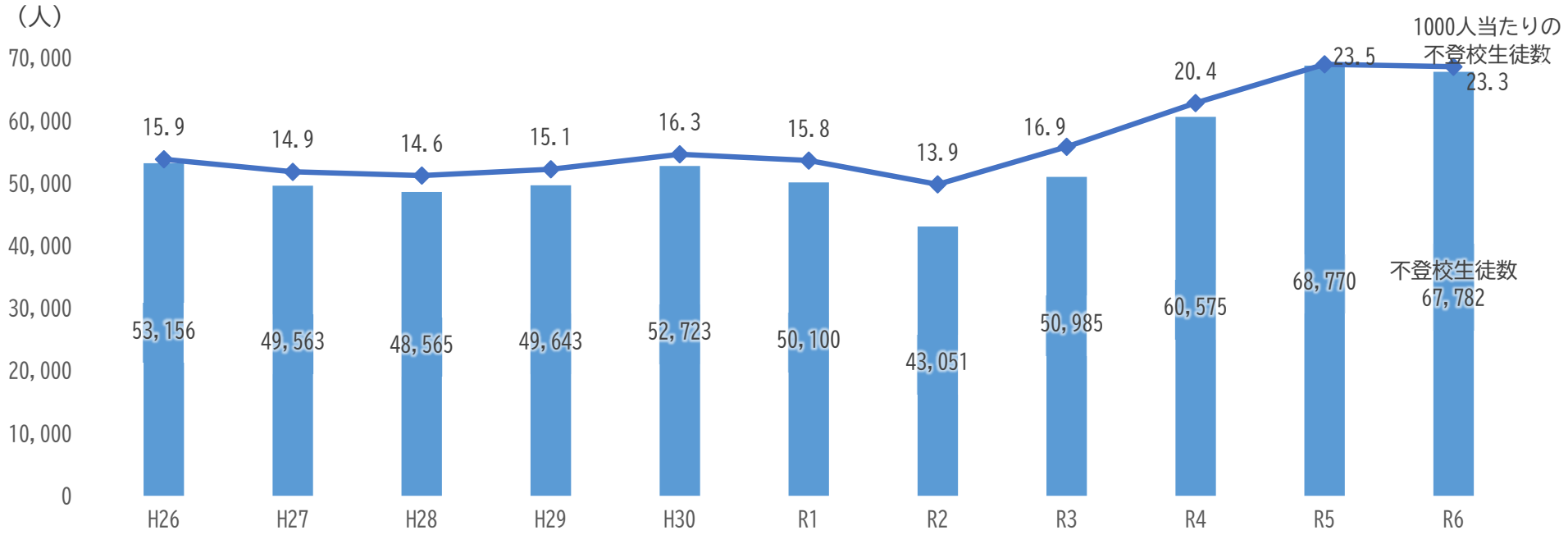

● 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の14.9%である。

区分	欠席日数30～49日の者		欠席日数50～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校生徒数
国公私立計	39,395	58.1%	18,299	27.0%	8,312	12.3%	1,310	1.9%	466	0.7%	67,782

	国公私立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	10,566	15.6%
不登校生徒のうち原級留置になった者	2,963	4.4%

※「生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

高等学校における不登校の状況について

● 不登校生徒数のうち、新規不登校生徒数は48,869人（前年度50,868人）であり、前年度から減少した。

新規不登校生徒数の推移

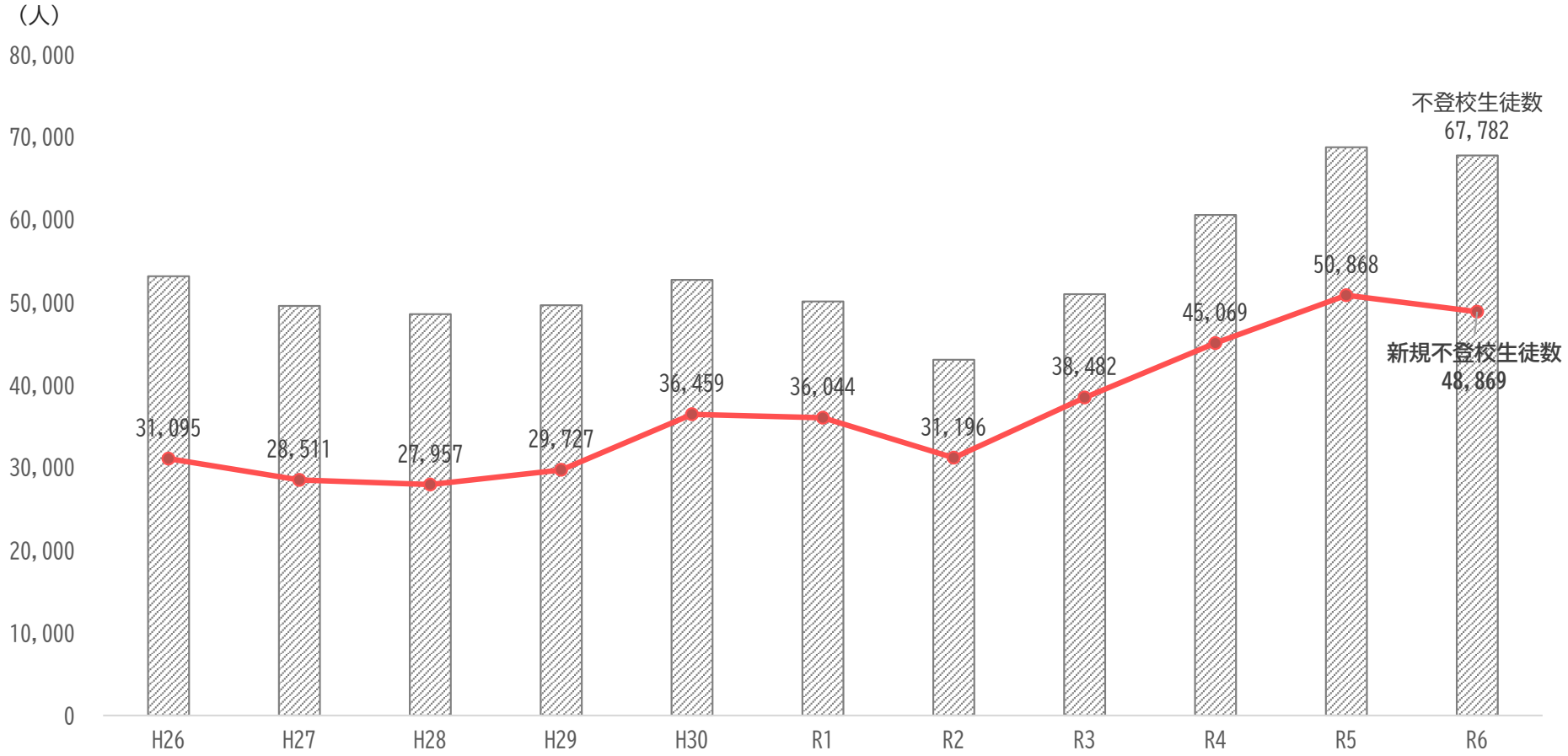

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高等学校	不登校生徒数	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770	67,782
	うち新規不登校生徒数	31,095	28,511	27,957	29,727	36,459	36,044	31,196	38,482	45,069	50,868	48,869
	うち継続不登校生徒数	22,061	21,052	20,608	19,916	16,264	14,056	11,855	12,503	15,506	17,902	18,913

※ 新規不登校生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者。
※ 継続不登校生徒とは、前回調査で不登校に計上された者のうち、今回調査でも不登校に計上された者。（高等学校においては、学年別で調査していない単位制の生徒が含まれるため、継続率は算出できない。）

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

高等学校における不登校の状況について

不登校生徒について把握した事実

	不登校生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった	左記に該当なし
全日制	53,128	594	6,002	690	7,148	1,037	4,096	2,373	3,631	13,726	2,190	14,241	8,727	1,198	1,261	6,136
		1.1%	11.3%	1.3%	13.5%	2.0%	7.7%	4.5%	6.8%	25.8%	4.1%	26.8%	16.4%	2.3%	2.4%	11.5%
定時制	14,654	48	941	171	1,506	139	665	817	913	4,061	957	3,995	2,100	374	242	1,951
		0.3%	6.4%	1.2%	10.3%	0.9%	4.5%	5.6%	6.2%	27.7%	6.5%	27.3%	14.3%	2.6%	1.7%	13.3%
合計	67,782	642	6,943	861	8,654	1,176	4,761	3,190	4,544	17,787	3,147	18,236	10,827	1,572	1,503	8,087
		0.9%	10.2%	1.3%	12.8%	1.7%	7.0%	4.7%	6.7%	26.2%	4.6%	26.9%	16.0%	2.3%	2.2%	11.9%

※　「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。（令和6年度以前に把握したものも含む。）

※　下段は、不登校生徒数に対する割合。

※　「個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった。」は、障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）

高等学校における不登校の状況について

1,000人当たりの不登校生徒数

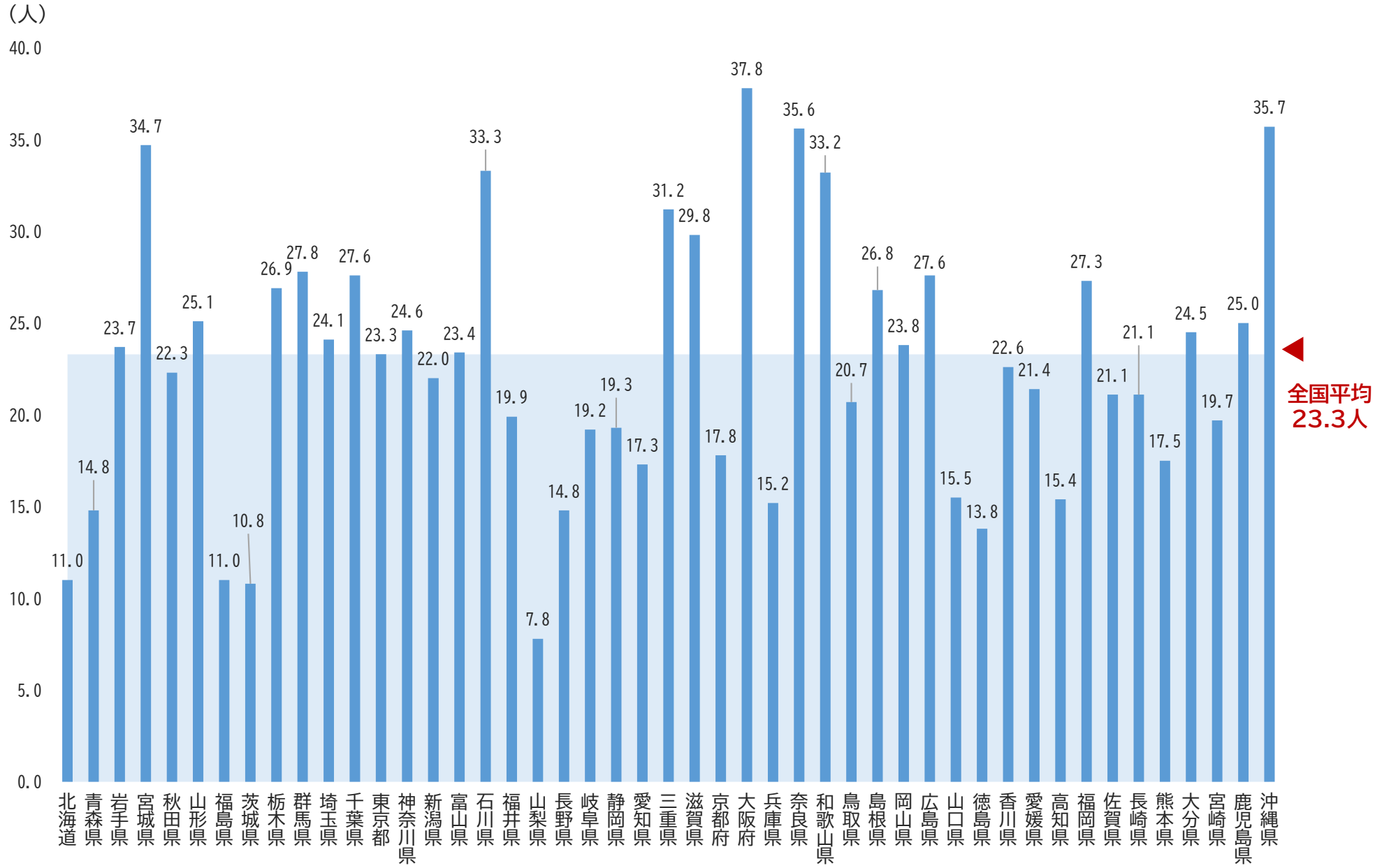

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和６年度）